

協 定 書

第1条 美濃加茂市長（以下「甲」という。）と開発事業者

（以下「乙」という。）との間で、乙が施行する第3条の開発事業につき、美濃加茂市開発事業に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第30号。以下「条例」という。）第12条に基づいて次のとおり協定する。

第2条 乙は、当該開発事業の施行に当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、その他関係法令及び条例等を遵守し、万一当該開発事業に起因して利害関係人等との間に紛争の生じたときは、原則として乙の責任において解決するものとする。

第3条 乙が施行する開発事業の概要は、次のとおりとする。

1 施行場所

美濃加茂市

2 施行目的

（ 区画 棟 戸）

3 施行面積

実測 m²（公簿 m²）

4 施行期間

年 月 日から 年 月 日

第4条 乙が施行する開発事業の計画概要は、別添図面のとおりとする。

第5条 乙は、当該開発事業に着手したときは、甲にその旨を届け出なければならない。

第6条 乙は、当該開発事業が竣工したときは、甲に届け出、甲の竣工検査を受けなければならない。

第7条 乙は、当該開発事業の内容を変更しようとするときは、事前に甲と協議しなければならない。

第8条 当該開発事業に係る施設等の維持管理については、別表「施設等の協議結果書」のとおりとする。

第9条 公共施設等を乙が甲に帰属する場合は、甲の竣工検査後速やかに帰属手続を行うものとする。

第10条 甲は、必要と認めるときは、開発区域に立ち入りし必要な調査ができるものとする。この場合において、乙はこれに協力するものとする。

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 印

別表

施設等の協議結果書

1. 帰属される公共施設等

施設等の名称	位置	規模及び概要	管理者となる者	管理の方法

2. 帰属されない公共施設等

施設等の名称	位置	規模及び概要	管理者となる者	管理の方法